

## 情報通信技術分野における協力に関する 日本国総務省及びタイ王国情報通信技術省による共同声明（概要）

日本国総務省及びタイ王国情報通信技術省（以下、「両者」という。）は、ここに、両者によって実行される枠組み及びガイドラインとして機能する、以下の声明を発する。

1. 両者は、2015年2月9日に日本の東京で行われた日タイ首脳会談の結果である日タイ共同プレス声明に言及した。
2. 両者は、日・タイ経済連携協定の下で、ICTに関する協力を含む、実りのある、互恵的な協力活動の重要性を認識した。
3. 両者は、ICTの発展が両国にとって社会的発展・経済的発展のみならず、商業の促進において大きな要素であることを考慮した。
4. 両者は、電子商取引、電子政府、電子知識、電子教育、遠隔医療、グリーンICTその他各種ICT関連サービスのような全てのICTの側面におけるパートナーシップ、商業的企業、研究開発の推進・支援を通じて相互利益・相互権益のために取り組む。
5. 両者は、ICTの分野において、協力的な交流を積極的に促進する。
6. 両者は、企業、研究開発機関、教育機関、政策当局者、規制当局者その他の組織間のICT分野における協力関係の促進および経験・ベストプラクティスの交換を奨励する意思を確認する。そのような協力と交換は、それぞれの国における関係する法律と規制に服し、及び両者の平等、相互主義、相互利益に基づくものである。
7. 両者は、ICT各分野における急速な変化を認識した上で、両国は更なる協力関係における共通の関心分野として、次に挙げる各分野を特定した。
  - a) 防災ICTの高度化及び利活用
  - b) 日ASEANセキュリティパートナーシップ（JASPER）の推進、日ASEANサイバーセキュリティ人材育成イニシアティブをはじめとするサイバーセキュリティに関する協力活動の拡大及び重要情報インフラ防護に関する普及啓発協力の推進
  - c) 郵便分野における協力可能性について実務レベルで協議開始
  - d) 医療、高度道路交通システム（ITS）、農業、教育、G空間情報等の分野におけるICT利活用の協力強化
  - e) その他の両者の協議で決定されるICT分野